

四日市市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第36号

四日市市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市情報公開条例施行規則（平成13年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（開示の実施に関し必要な事項）</u></p> <p><u>第3条 条例第10条第1項及び第2項</u> <u>に規定する開示の実施に関し必要な事</u> <u>項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>（1）開示請求者が請求した内容</u></p> <p><u>（2）実施機関が特定した行政情報の件</u> <u>名</u></p> <p><u>（3）開示の日時及び場所（郵送により</u> <u>行政情報の写しを交付する場合又は</u> <u>開示請求者との調整に時間を要する</u> <u>等の事情がある場合を除く。）</u></p> <p><u>（4）開示を受けることができる期限</u></p>	
<p><u>第4条</u> （略）</p>	<p><u>第3条</u> （略）</p>
<p><u>第5条</u> （略）</p>	<p><u>第4条</u> （略）</p>
<p><u>第6条</u> （略）</p>	<p><u>第5条</u> （略）</p>
<p><u>第7条</u> （略）</p>	<p><u>第6条</u> （略）</p>

第8条 (略)

第7条 (略)

第9条 (略)

第8条 (略)

第2号様式から第11号様式までを次のように改める。

整理番号	第 号
------	-----

行政情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長



年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る行政情報	開示請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した行政情報の件名	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分	<input type="checkbox"/> 郵送
開示の場所		
開示を受けることができる期限	年 月 日	
事務担当課	電話 ()	
備考		

- (注意) 1 行政情報の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合は、事前に事務担当課まで連絡してください。
 3 開示請求をしたときに、郵送を希望されている場合は、「開示の日時」欄右の郵送にチェックしています。なお、開示請求に係る行政情報の郵送は、手数料及び郵送料が支払われたことを確認したうえで行います。
 4 開示は、必ず開示を受けることができる期限までに受けてください。開示の期限を過ぎますと、本件開示決定に基づく開示を受けることができなくなりますので、ご注意ください。
 5 この決定に対し第三者から審査請求があったときは、条例第18条第2項の規定により開示が停止されますので、ご了承ください。

整理番号	第 号
------	-----

行政情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長



年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る行政情報	開示請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した行政情報の件名	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分	<input type="checkbox"/> 郵送
開示の場所		
開示を受けることができる期限	年 月 日	
不開示とする部分の概要		
不開示とする根拠規定	四日市市情報公開条例 第7条第2項 第 号に該当	
根拠規定を適用する理由		
事務担当課	電話 ()	
備考		

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

- （注意）
- 1 行政情報の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
 - 2 指定された日時が都合の悪い場合は、事前に事務担当課まで連絡してください。
 - 3 開示請求をしたときに、郵送を希望されている場合は、「開示の日時」欄右の郵送にチェックしています。なお、開示請求に係る行政情報の郵送は、手数料及び郵送料が支払われたことを確認したうえで行います。
 - 4 開示は、必ず開示を受けることができる期限までに受けてください。開示の期限を過ぎますと、本件開示決定に基づく開示を受けることができなくなりますので、ご注意ください。
 - 5 この決定に対し第三者から審査請求があったときは、条例第18条第2項の規定により開示が停止されますので、ご了承ください。

第4号様式（第4条第3号ア関係）

		整理番号	第	号
<p>行政情報不開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">四日市市長 印</p> <p>年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第3項の規定に基づき、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。</p>				
開示請求に係る行政情報	開示請求者が請求した内容			
	実施機関が特定した行政情報の件名			
不開示とする根拠規定		四日市市情報公開条例 第7条第2項 第 号に該当		
根拠規定を適用する理由				
事務担当課	電話 ()			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

整理番号	第	号
------	---	---

行政情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 年 月 日 号

様

四日市市長 印

年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第3項の規定に基づき、次のとおり行政情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る行政情報 （開示請求者が 請求した内容）	
行政情報の存否を明らかにしない理由	四日市市情報公開条例 第9条に該当
事務担当課	電話 ()
備考	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

		整理番号	第	号
<p>行政情報不存決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">四日市市長 印</p> <p>年 月 日付けで開示請求がありました行政情報については、四日市市情報公開条例第10条第3項の規定に基づき、行政情報の不存決定をいたしましたので通知します。</p>				
開示請求に係る行政情報 （開示請求者が 請求した内容）				
行政情報が存在しない理由				
事務担当課	電話（ ）			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

整理番号	第	号
------	---	---

行政情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

四日市市長



年 月 日付けで開示請求がありました行政情報の開示決定等については、四日市市情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る行政情報 （開示請求者が 請求した内容）	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (15日間)
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長の理由	
事務担当課	電話 ()
備考	

整理番号	第	号
------	---	---

行政情報開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日
第 号

様

四日市市長



年 月 日付けで開示請求がありました行政情報の開示決定等については、四日市市情報公開条例第12条の規定に基づき、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る行政情報 〔 開示請求者が 請求した内容 〕	
開示請求があった日から 起算して45日以内に 開示決定等をする部分	
残りの行政情報について 開示決定等をする期限	
特例延長の理由	
事務担当課	電話 ()
備 考	

整理番号	第	号
------	---	---

行政情報の開示に対する意見照会書

第 年 月 日
第 号

様

四日市市長



四日市市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく開示請求があった行政情報に、あなたの情報が記録されています。

つきましては、当該行政情報を開示することについて、ご意見があれば、別紙「行政情報の開示に対する意見書」により回答いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る行政情報の件名	
開示請求に係る行政情報のうち、あなたに関する情報の内容	
意見書の提出を求める理由	
意見書の提出先	電話 ()
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

- (注意) 1 この意見照会は、開示請求のあった行政情報を開示するかどうかの決定を行う際に参考とするため行うものです。
- 2 提出期限までに行政情報の開示に対する意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして取り扱わせていただきます。

整理番号	第	号
------	---	---

行政情報の開示に対する意見書

年 月 日

四日市市長

提出者 氏 名

郵便番号

住 所

電話番号

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る行政情報の件名		
意見	開示に対する支障の有無	1 開示することについて支障がない。 2 開示することについて支障がある。
	支障のある部分	
	支障がある理由	
備 考		

- (注意) 1 提出者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 提出者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡先となる方の氏名及び電話番号を記入してください。
- 3 「開示に対する支障の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「2」を○で囲んだ場合は、「支障のある部分」欄及び「支障がある理由」欄に具体的に記入してください。

整理番号	第 号
------	-----

意見照会に係る行政情報の開示決定についての通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

年 月 日付けで意見書の提出がありました行政情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、四日市市情報公開条例第 1 3 条第 3 項の規定に基づき通知します。

意見書の提出があった行政情報の件名	
開示することとしたあなたに関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	電話 ()
備考	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、開示を実施する日の前日 (午後 5 時) までに審査請求がないときは、あなたに関する情報が開示されることとなります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、四日市市を被告として提起することができます。(なお、決定を知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた行政情報の開示請求に係る手続から適用し、同日前に行われた行政情報の開示請求に係る手続については、なお従前の例による。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(略)		
四日市市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 7 年四日市市規則第 1 5 号)	第 9 条に規定する報告書の訂正、第 1 号様式から第 4 号様式まで	
四日市市職員退職手当支給条例施行規則(昭和 3 1 年四日市市規則第 6 号)	第 3 号様式(公共職業安定所長の印は除く。)	
(略)		

改正前		
(略)		
四日市市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 7 年四日市市規則第 1 5 号)	第 9 条に規定する報告書の訂正、第 1 号様式から第 4 号様式まで	
<u>四日市市情報公開条例施行</u>	<u>第 1 0 号様式</u>	<u>署名(法人その他の</u>

<u>規則(平成13年四日市市規則第11号)</u>		<u>団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る。</u>
四日市市職員退職手当支給 条例施行規則(昭和31年 四日市市規則第6号)	第3号様式(公共職業 安定所長の印は除 く。)	
(略)		

(総務部総務課)